



Title	大臣責任制度の法構造 日本・イギリスの大臣個別責任制度の現状と位置づけ
Author(s)	田中, 孝和
Citation	大阪大学, 2006, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/46555
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	田 中 孝 和
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	第 19976 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 18 年 3 月 24 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学 位 論 文 名	大臣責任制度の法構造 日本・イギリスの大臣個別責任制度の現状と位置づけ
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 村 上 武 則 (副査) 教 授 高 橋 明 男 教 授 大 久 保 規 子

論 文 内 容 の 要 旨

本論文では、わが国における国会に対する大臣個別責任制度の現状と位置づけについてイギリスにおける制度との比較で検討している。

わが国において憲法第 66 条 3 項は内閣の国会に対する連帯責任を規定しているが、各大臣の国会に対する個別責任を否定する趣旨ではないと解される。しかし、憲法上に規定されているわけではないため、個別責任の内容及び範囲について不明確な点が多い。省庁で何らかの問題が生じたとき、大臣がとる責任が不明確なものとなり、大臣の責任を追及することも困難となる。したがって大臣が自己の省庁の非難を一身に背負うような、大臣個別責任制度を構築する必要があると考える。

そこで、大臣の責任について議院内閣制の源流となるイギリスの大臣の連帯責任及び個別責任制度を参考にわが国の大臣個別責任の憲法上の現状および位置づけを検討した。

イギリスにおいては大臣個別責任制度が議会において活用されており比較の対象とした。

まずイギリスにおける大臣の連帯責任と個別責任についてそれぞれ検討し、両者の位置づけを検討した結果、それぞれは憲法習律としてその存在が認められている。また、それぞれの関係については、別個に独立して存在するものではなく、時には政治的意図により、個別の大臣を擁護する目的で連帯責任が用いられる場合もある。ただ、20 世紀後半、内閣不信任決議可決による内閣総辞職が生じた例はなく、また、各省における業務の多様性による責任の増加などを理由に大臣の個別責任を問う場合のほうが多い。

大臣個別責任の内容及び範囲についても検討した。従来、憲法習律では、大臣は自己の省の行為のすべてに責任を負うべきであるとするが、大臣は省の公務員のとった行動に問題が生じた場合、議会に対してアカウントビリティを負うが、レスポンシビリティを負わないとする考え方が出てきた。このような区別には批判が多い。しかし省の公務員のとった行動のすべてに大臣がレスポンシビリティを負うということは効率的ではない。この点につきどう対応すべきかを学説は検討している。

論文の後半では、わが国における大臣連帯責任および大臣個別責任を検討した。

しばしば、国会に対する個別責任制度が存在する例として池田勇人通産大臣（当時）に対する不信任決議案が可決され、池田が辞職したことがあげられる。

しかし、個別の国務大臣に対する不信任決議は憲法レベルにおいて根拠のないものであり、また、現代の政党政治の状況から考えれば、不信任決議案が採択されることはほとんど想定にない。また、国務大臣・行政長官同一人制をとるわが国において各省大臣の責任は、法律により規定されており、国会に対する責任ではない。

その結果国会に対する大臣個別責任はあくまで政治的責任であり、積極的に大臣が自己の省庁の非難を一身に引き受けるような大臣個別責任は、憲法 66 条 3 項から直接見出せるものではないということが理解された。むしろ、国会に対する大臣個別責任制度を位置づけるのは、憲法第 63 条の「…答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない」という国会に対する説明責任（アカウンタビリテイ）であると考え、これにより大臣の個別責任を積極的に肯定することができるとした。

論文審査の結果の要旨

本論文は、イギリス法を考察し、その成果に基づいて、わが国における国会に対する大臣個別兼任制度を積極的に根拠づけることをめざす論文である。

本論文の趣旨は、わが国においては、憲法 66 条 3 項には内閣の国会に対する連帯責任が規定されているが、それはけっして各大臣の国会に対する個別責任を否定する趣旨ではないとするものである。むしろ大臣の個別責任を追求することにより省庁への非難の責任を各大臣が背負うことを認めるべきとするものである。このような主張は、わが国では、意識的にはあまり問題とされてこなかった問題であり、その意味で学問的解明の価値のある研究となっている。

さてこのような問題意識に立脚して、本論文は、大臣の連帯責任と個別責任を認めてきたイギリスを研究する。すなわち、イギリスにおいては、大臣の連帯責任と個別責任は、それぞれ別個に独立して存在するものではなく、個別の大臣の責任を擁護する目的で連帯責任が用いられる場合もあるとし、かつ 20 世紀後半には、内閣不信任決議可決による内閣総辞職が生じた例はなく、また各省における業務の多様化により、大臣の個別責任を問う場合が多くなってきていることを指摘する。

さらにイギリス法研究の成果として、個別責任の中でも、レスポンシビリティーとアカウンタビリティーの二つの責任とを区別し、それをわが国に適用した場合、かつての池田勇人（元）通算大臣の不信任決議を前者のレスポンシビリティーとし、O157 事件における管直人（元）厚生大臣の答弁・説明を後者のアカウンタビリティー責任と位置づける。

以上、本論文は、わが国の統治機構における基本問題を扱うものであり、しかもこれまであまり意識して解明されていなかった分野を解明するものであり、非常に学問的価値の高いものといえる。

もっとも、責任の意義について、本論文においては、国会の答弁を説明責任、記者会見等における公表を国家行政組織法上の責任、謝罪を政治的責任と結論づけるが、それぞれの意義はあまり明確ではなく、今後それぞれの法的性格は明確にされる必要がある。

それにもかかわらず、本論文は、きわめて斬新な問題意識に基づく研究成果であり、独創的な研究であることは間違いない、大阪大学博士号（法学）授与に値する内容となっている。